

③ ①の交付基礎額と②の選定額を比較して、いずれか少ない方の額を交付額とする。

本院が、10 都道府県、18 市区町及び1 学校法人において会計実地検査を行ったところ、1 学校法人において次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

| 部 局 等 | 補助事業者等 | 間接補助事業者等 | 交付対象事業の種別                                 | 年 度 | 交付金交付額<br>千円 | 左のうち不当と認める額<br>千円 | 摘 要                                                |
|-------|--------|----------|-------------------------------------------|-----|--------------|-------------------|----------------------------------------------------|
| (58)  | 熊 本 県  | 熊 本 県    | 八 代 市<br>認定こども園整備<br>学校法人八代聖愛学園<br>(事業主体) | 元、2 | 36,140       | 1,947             | 交付対象経費とならない交付金の内定前に締結した契約に係る経費等を含めて交付対象経費を算出していたもの |

学校法人八代聖愛学園は、令和元、2 両年度に、認定こども園の改造を行う事業を実施し、八代市に事業実績報告書等を提出して、同市による審査を経て交付金を原資とする同市の補助金の交付を受けていた。

そして、同市は、交付基礎額 58,488,000 円と、同法人から提出された事業実績報告書等に基づく交付対象経費の実支出額 72,280,412 円により算出した選定額 36,140,000 円とを比較して、少ない方の額である 36,140,000 円を交付額と算定し、同額の交付金の交付を受けていた。

しかし、同法人は、交付金の内定を受けた元年 6 月より前の平成 31 年 3 月に設計業者との間で締結した契約に係る実施設計に要する経費 1,453,950 円及び工事事務費 739,382 円並びに防犯対策に該当しない外構工事に要する経費 1,701,069 円が交付対象経費とならないのに、これらを含めて事業実績報告書等を提出していた。

したがって、上記の交付対象経費とならない経費計 3,894,401 円を除いた適正な交付対象経費の実支出額 68,386,011 円により交付金の交付額を算定すると 34,193,000 円となることから、前記の交付額との差額 1,947,000 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同法人において交付金の交付対象経費についての理解が十分でなかったこと、同市において同法人から提出された事業実績報告書等の審査及び同法人に対する指導が十分でなかったことなどによると認められる。

## (2) 義務教育費国庫負担金が過大に交付されていたもの

7 件 不当と認める国庫補助金 53,103,810 円

義務教育費国庫負担金(以下「負担金」という。)は、義務教育費国庫負担法(昭和 27 年法律第 303 号。以下「負担法」という。)に基づき、義務教育について、義務教育無償の原則にのっとり、国が必要な経費を負担することによって教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的として、国が都道府県又は政令指定都市(以下「都道府県等」という。)に対して交付するものである。

負担金により国が負担する経費は、公立の義務教育諸学校(小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程(以下、これらを合わせて「小中学校」という。))並びに特別支援学校の小学部及び中学部(以下「小中学部」という。))に勤務する教職員の給与及び報酬等に要する経費となっており、その額は、都道府県等の実支出額と「義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令」(平成 16 年政令第 157 号。以下「限度政令」という。)に基づいて都道府県等ごとに算定した額(以下「算定総額」という。)とのいずれか低い額の 3 分の 1 となっている(次式参照)。

(負担金交付額の算定式)

$$\boxed{\text{負担金交付額}} = \frac{\boxed{\begin{array}{l} \text{実支出額と算定総額とのいずれか低い額} \\ \text{実支出額} \\ \left[ \begin{array}{l} \text{小中学校} \\ \text{(教職員の給与及び報酬等)} \\ \text{+} \\ \text{特別支援学校} \\ \text{(教職員の給与及び報酬等)} \end{array} \right] - \left( \text{対象外教職員の} \right. \\ \left. \text{給与及び報酬等} \right) \\ \text{算定総額} \\ \left[ \begin{array}{l} \text{小中学校} \\ \text{(教職員基礎給料月額 + 諸手当)} \times \text{算定基礎定数} \times 12 \text{月} \\ \text{+} \\ \text{特別支援学校} \\ \text{(教職員基礎給料月額 + 諸手当)} \times \text{算定基礎定数} \times 12 \text{月} \end{array} \right] \end{array}}}{\boxed{1/3}}$$

そして、実支出額は、負担法等に基づき、小中学校の勤務を本務とする教職員の給与及び報酬等に要する経費並びに特別支援学校の勤務を本務とする教職員の給与及び報酬等に要する経費の合計額から、負担金の対象とならない公立の当該学校の教員の身分を有したまま在外教育施設等に勤務するなどしている教職員(以下「対象外教職員」という。)の給与及び報酬等に要する経費の額を差し引いて算定することとなっている。

また、算定総額は、限度政令に基づき、教員、栄養教諭等、事務職員ごとに小中学校の教職員に係る基礎給料月額等と同教職員に係る算定基礎定数を乗ずるなどして得た額と、特別支援学校の小中学部の教職員に係る基礎給料月額等と同教職員に係る算定基礎定数を乗ずるなどして得た額とを合算して算定することとなっている。

このうち、算定基礎定数は、都道府県等ごとに当該年度の5月1日現在において、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(昭和33年法律第116号。以下「標準法」という。)等に基づき、標準学級数等<sup>(注)</sup>を基礎として教職員の定数(以下「標準定数」という。)を算定して、更に「女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律」(昭和30年法律第125号)により臨時的に任用される者(以下「産休代替教職員」という。)等の実数を加えるなどして算定することとなっている。

そして、算定基礎定数の算定に必要な標準学級数は、次のように算定することとなっている。

- ① 小中学校の標準学級数は、小学校の引き続く二つの学年の児童数の合計数が16人以下(第1学年を含む場合を除く。)である場合、又は中学校の引き続く二つの学年の生徒数の合計数が8人以下である場合は、当該二つの学年の児童生徒を1学級に編制して算定する。
- ② 学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条に規定する小中学校の特別支援学級の標準学級数は、二つ以上の学年の児童生徒数の合計数が8人以下である場合は、当該複数学年の児童生徒を1学級に編制して算定する。

(注) 標準学級数 標準法に規定する学級編制の標準により算定した学級数

本院が、21都道府県及び11市において会計実地検査を行ったところ、1県1市において、実支出額の算定に当たり対象外教職員の給与及び報酬等に要する経費の額を差し引いていなかった。また、5県1市において、算定総額の算定に当たり算定基礎定数の算定が過大となっていた。これらの結果、5県2市において、負担金計53,103,810円が過大に交付されていて、不当と認められる。なお、1県は両方の事態に該当している。

このような事態が生じていたのは、3県2市において実支出額又は算定基礎定数の確認が十分でな

かったこと、2県において算定基礎定数の算定方法についての理解が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、態様別に示すと次のとおりである。

ア 実支出額の算定に当たり対象外教職員の給与及び報酬等に要する経費の額を差し引いていなかった事態 1県1市

イ 算定総額の算定に当たり算定基礎定数の算定が過大となっていた事態

(ア) 小中学校の教職員の標準定数の算定の基礎となる標準学級数の算定において、小学校の引き続く二つの学年の児童数の合計数が16人以下(第1学年を含む場合を除く。)、中学校の引き続く二つの学年の生徒数の合計数が8人以下、又は小中学校の特別支援学級に編制する二つ以上の学年の児童生徒数の合計数が8人以下であるのに、それぞれ当該複数学年の児童生徒を1学級に編制しておらず、標準学級数を1学級とすべきところを2学級に編制して算定していた事態 3県1市

(イ) 小中学校の産休代替教職員の実数の算定において、当該年度の5月1日現在で産休代替教職員に該当しない者を含めていた事態 2県

上記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

# <事例(ア及びイ(ア)の事態)>

岐阜県は、令和3年度において、実支出額が算定総額を下回ったことから、実支出額を基に26,365,294,619円の負担金の交付を受けていた。

しかし、同県は、実支出額の算定に当たり、当該年度に在外教育施設に勤務する対象外教職員13人の給与及び報酬等に要する経費の額を差し引くべきところ、誤ってこのうち4人の給与及び報酬等に要する経費の額を差し引いていないなどしていた。

したがって、適正な実支出額により適正な負担金の額を算定すると26,355,974,913円となることから、9,319,706円が過大に交付されていた。(アの事態)

また、同県は、4年度において、小中学校の教職員の算定基礎定数を11,800人として、これに基礎給料月額等を乗ずるなどして算定した算定総額が実支出額を下回ったことから、算定総額を基に26,097,827,235円の負担金の交付を受けていた。

しかし、同県は、上記算定基礎定数の算定に当たり、小中学校の標準学級数について、6,331学級とすべきところ、小学校の引き続く二つの学年の児童数の合計数が16人以下であるのに、誤って当該二つの学年の児童を1学級に編制していなかったことから、6,332学級と算定していた。

したがって、適正な標準学級数により適正な算定基礎定数を算定すると11,799人となり、これに基づき適正な負担金の額を算定すると26,095,785,263円となることから、2,041,972円が過大に交付されていた。(イ(ア)の事態)

以上を部局等別・事業主体別に示すと次のとおりである。

|      | 部局等        | 補助事業者等<br>(事業主体) | 年 度 | 実支出額<br>又は算定<br>総額 | 左に対する<br>負担金交付<br>額 | 不当と認<br>める実支<br>出額又は<br>算定総額 | 不当と認<br>める負担<br>金交付額 | 摘 要                                                  |
|------|------------|------------------|-----|--------------------|---------------------|------------------------------|----------------------|------------------------------------------------------|
|      |            |                  |     | 千円                 | 千円                  | 千円                           | 千円                   |                                                      |
| (59) | 文部科学<br>本省 | 大 阪 市            | 3   | 82,211,934         | 27,403,978          | 38,757                       | 12,919               | 実支出額の算定に当たり対象外教職員の給与及び報酬等に要する経費の額を差し引いていなかったもの(アの事態) |

|       | 部 局 等           | 補助事業者<br>等<br>(事業主体) | 年 度 | 実支出額<br>又は算定<br>総額 | 左に対する<br>負担金交付<br>額 | 不当と認<br>める実支<br>出額又は<br>算定総額 | 不当と認<br>める負担<br>金交付額 | 摘 要                                                                                                                           |
|-------|-----------------|----------------------|-----|--------------------|---------------------|------------------------------|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       |                 |                      |     | 千円                 | 千円                  | 千円                           | 千円                   |                                                                                                                               |
| 第 3 章 | (60) 文部科学<br>本省 | 岡 山 市                | 3、4 | 45,056,400         | 15,018,800          | 34,874                       | 11,625               | 算定基礎定数の<br>算定が過大と<br>なっていたもの<br>(イ(ア)の事態)                                                                                     |
| 第 1 節 | (61) 富 山 県      | 富 山 県                | 4   | 37,726,942         | 12,575,622          | 36,004                       | 12,001               | 同(イ(ア)の事態)                                                                                                                    |
| 第 5   | (62) 岐 阜 県      | 岐 阜 県                | 3、4 | 157,390,306        | 52,463,121          | 34,085                       | 11,361               | 実支出額の算定<br>に当たり対象外<br>教職員の給与及<br>び報酬等に要す<br>る経費の額を差<br>し引いていな<br>かったもの、及<br>び算定基礎定数<br>の算定が過大と<br>なっていたもの<br>(ア及びイ(ア)の<br>事態) |
| 文部科学省 | (63) 兵 庫 県      | 兵 庫 県                | 3   | 144,402,275        | 48,134,091          | 6,077                        | 2,025                | 算定基礎定数の<br>算定が過大と<br>なっていたもの<br>(イ(イ)の事態)                                                                                     |
|       | (64) 山 口 県      | 山 口 県                | 2   | 56,847,554         | 18,949,184          | 6,327                        | 2,109                | 同(イ(ア)の事態)                                                                                                                    |
|       | (65) 熊 本 県      | 熊 本 県                | 2   | 52,047,076         | 17,348,980          | 3,183                        | 1,061                | 同(イ(イ)の事態)                                                                                                                    |
|       | (59)－(65)の計     |                      |     | 575,682,491        | 191,893,779         | 159,311                      | 53,103               |                                                                                                                               |

(3) 私立学校施設整備費補助金(教育装置、ICT 活用推進事業及び防災機能等強化緊急特別推進事業)が過大に交付されていたもの 7 件 不当と認める国庫補助金 48,449,000 円

私立学校施設整備費補助金(教育装置、ICT 活用推進事業及び防災機能等強化緊急特別推進事業)(以下「補助金」という。)は、私立の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校の教育研究の充実と質的向上を図ることを目的として、学校法人等に対して、教育装置の整備、ICT 活用推進事業、防災機能等強化緊急特別推進事業(学校施設耐震改修工事等)等に要する経費の一部を国が補助するものである。

補助金の交付額は、私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費))交付要綱(昭和 58 年文部大臣裁定)等によれば、教育装置については装置の整備に要する経費、ICT 活用推進事業については ICT 装置の整備等に要する経費、防災機能等強化緊急特別推進事業については危険建物の防災機能強化のための非構造部材の耐震対策工事等に要する経費(以下、これらを「補助対象経費」という。)のそれぞれ 2 分の 1 以内の額とすることとされている。また、補助対象経費については次の①から⑤までのとおりとされている。

- ① 教育装置の整備については、私立大学等が行う教育に必要な機械、器具、その他の設備であって、当該設備を設置する建物その他の施設に関し施設工事を必要とする事業を行う場合に必要な経費とされている。
- ② ICT 活用推進事業については、私立大学等が行う教育研究に必要な情報通信ネットワークの構築に要する光ケーブル等敷設工事、ICT 装置、施設の改造工事及び既設の ICT 施設における冷房化工事に必要な経費とされている。ただし、附属病院等に置くものに係る経費やサーバに係る経費は補助の対象とならないこととされている。
- ③ 防災機能等強化緊急特別推進事業のうち学校施設耐震改修工事については、私立大学等が行う危険建物の防災機能強化のための耐震補強工事及び非構造部材の耐震対策工事に必要な工事費、実施設計費等の経費とされている。ただし、主として学生以外の者の利用に供する病院施設等に係る経